

令和3年4月6日

日本貸金業協会

島根県松江市における大規模火災により被災された皆さまへ

島根県松江市において発生した大規模火災において、松江市を中心として大きな被害が生じており、被災された皆さまには、心からお見舞いを申し上げます。

こうした極めて深刻な事態を受け、日本貸金業協会といたしましては、被害に遭われた利用者の方々の相談窓口を開設しております。

借入・返済などでお困りの方は一人で悩まず、下記の苦情・相談窓口へご連絡ください。

苦情・相談窓口 0570-051-051 貸金業相談・紛争解決センター

(IP 電話・PHS からは 03-5739-3861)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝休日・12/29～1/4を除く)

以上